

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」のご案内

◆ 受給対象となる講習は・・・？

技能講習（7種）

- 車両系建設機械（整地等）
- 車両系建設機械（解体）
- 不整地運搬車
- 小型移動式クレーン
- 高所作業車（10m以上）
- 玉掛け
- ガス溶接

特別教育（12種）

- 小型車両系
- 小型車両系（解体）
- 高所作業車（10m未満）
- クレーン
- アーク溶接
- 足場
- 締固用機械（ローラー）
- フルハーネス型墜落墜落制止用器具
- 自由研削砥石
- 酸素欠乏危険作業（第2種）
- 特定粉じん作業
- 石綿使用建築等解体等業務

安全衛生教育（2種）

- （玉掛け）従事者教育
- （整地）従事者教育

◆ 受給対象となる会社は・・・？

- 資本金3億円以下、又は従業員300人以下
- 雇用保険料率が18.5/1000に加入
- 受講生が被保険者であること

◆ 申込期限（方法）は・・・？

ご予約の際に、助成金を使いたいと必ずお知らせください。

◆ 手続きについては・・・？

講習終了後、「支給申請書」等、教習所でご用意できる書類を会社に直送します。
チェックリストをご確認の上、会社にてご用意いただく書類を添付し、
2ヶ月以内に提出して下さい。